

○環境省令第九号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号及び第十三号並びに第七条第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月七日

環境大臣 小泉進次郎

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

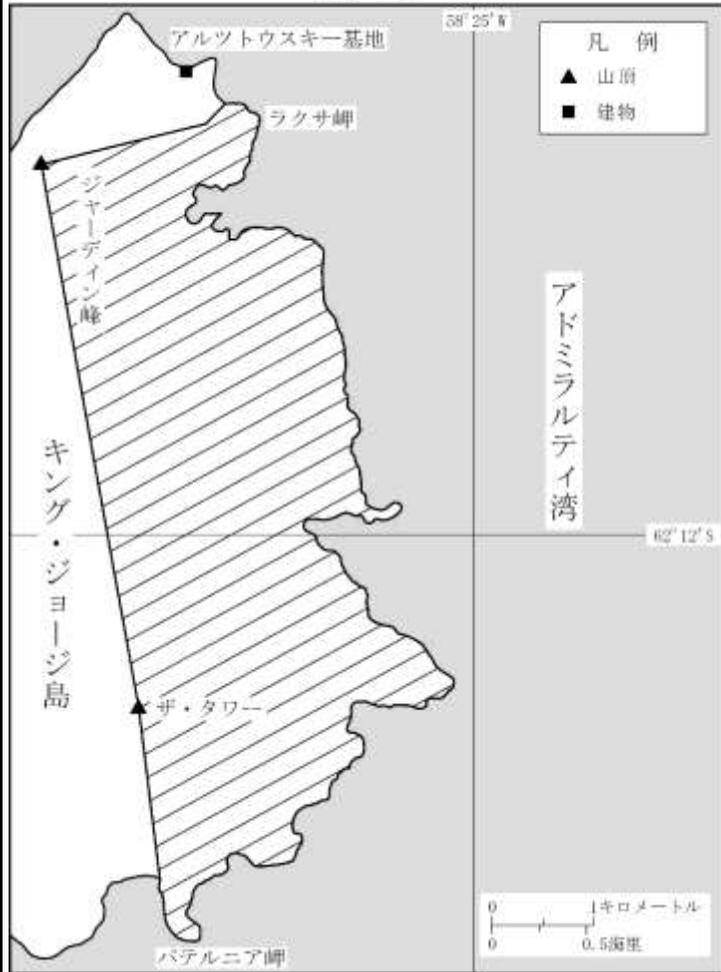
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>別記（第一条関係） <u>第二十三南極特別保護地区</u></p> <p>(地図)</p>	<p>別記（第一条関係） <u>第二十三南極特別保護地区</u></p> <p>(地図)</p>

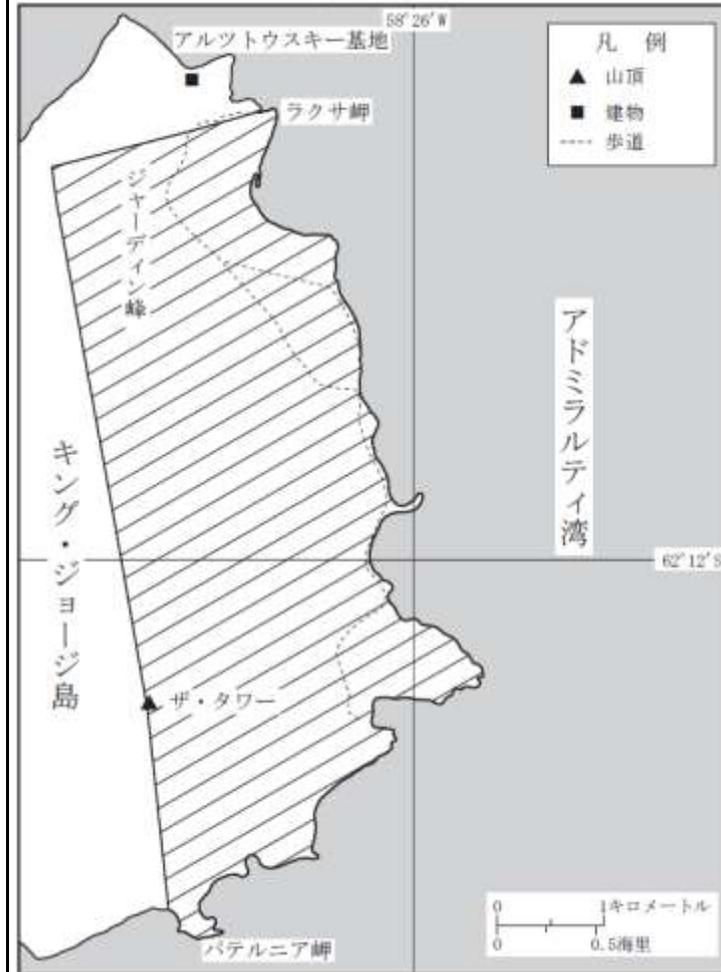
第二十八南極特別保護地区

(地図)



第二十八南極特別保護地区

(地図)



第四十一南極特別保護地区

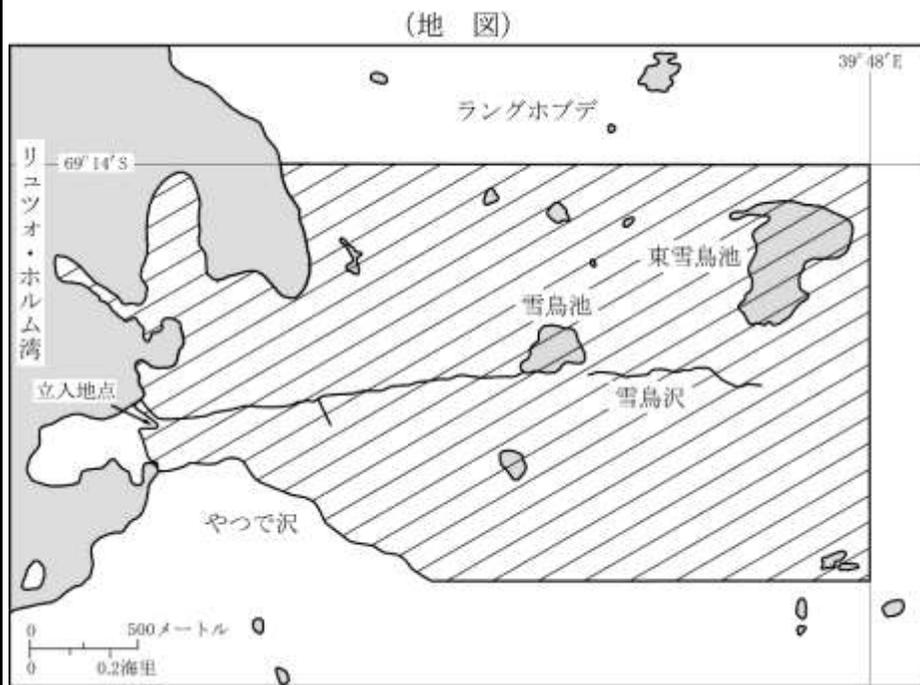
リュツォ・ホルム湾のラングホブデの雪鳥沢

この地区は、リュツォ・ホルム湾東岸のラングホブデにあり、南緯69度14分の緯度線、東経39度48分の経度線、南緯69度15分の緯度線、南緯69度15分東経39度45分20秒の地点と南緯69度14分32秒東経39度43分1秒の地点を結ぶやつで沢の右岸線、同地点と南緯69度14分31秒東経39度42分57秒の地点を結ぶロープによって示されている境界線、同地点と南緯69度14分東経39度44分20秒の地点を結ぶラングホブデの海岸線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

第四十一南極特別保護地区

リュツォ・ホルム湾のラングホブデの雪鳥沢

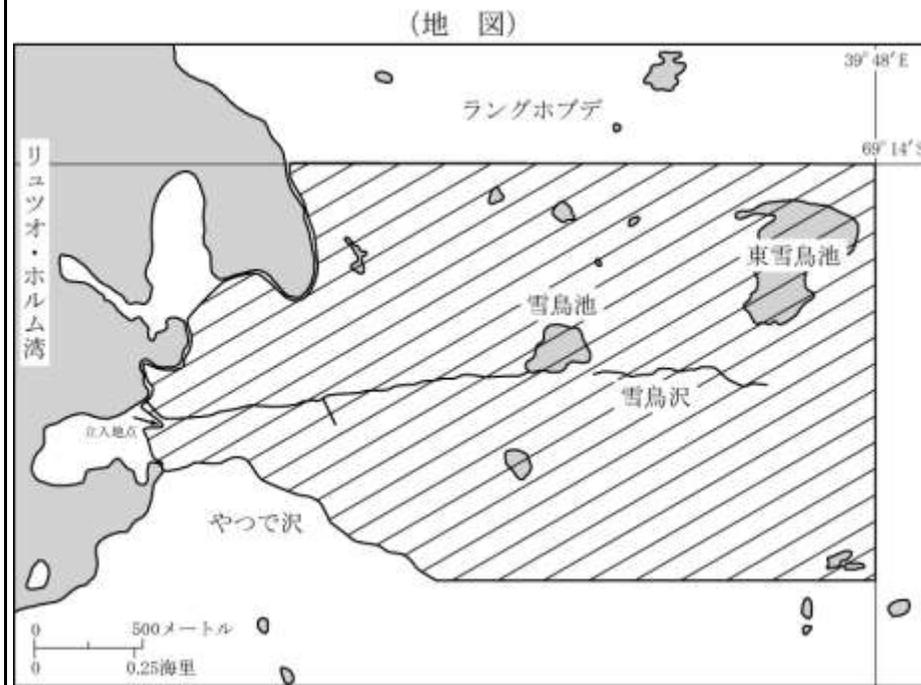
この地区は、リュツォ・ホルム湾東岸のラングホブデにあり、南緯69度14分の緯度線、東経39度48分の経度線、南緯69度15分の緯度線、南緯69度15分東経39度45分20秒の地点と南緯69度14分32秒東経39度43分1秒の地点を結ぶやつで沢の右岸線、同地点と南緯69度14分31秒東経39度42分57秒の地点を結ぶロープによって示されている境界線、同地点と南緯69度14分17秒東経39度43分12秒の地点を結ぶラングホブデの海岸線、同地点と南緯69度14分13秒東経39度43分23秒の地点を結ぶロープによって示されている境界線及び同地点と南緯69度14分東経39度44分20秒の地点を結ぶラングホブデの海岸線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。



第四十二南極特別保護地区

スヴァルトハマレン

この地区は、ドロンニング・モード・ランドのプリンセス・アストリ海岸の棚氷の北端から内陸に約200キロメートルのところであり、南緯71度54分3秒東経5度7分47秒の地点を起点とし、同地点からスヴァルトハマレンの崖線を北北東に進み、南緯71度53分16秒東経5度9分24秒の地点に至り、同地点から当該崖線を南東



第四十二南極特別保護地区

スヴァルトハマレン

この地区は、ドロンニング・モード・ランドのプリンセス・アストリ海岸の棚氷の北端から内陸に約200キロメートルのところであり、南緯71度54分3秒東経5度7分47秒の地点を起点とし、同地点からスヴァルトハマレンの崖線を北北東に進み、南緯71度53分16秒東経5度9分24秒の地点に至り、同地点から当該崖線を南東

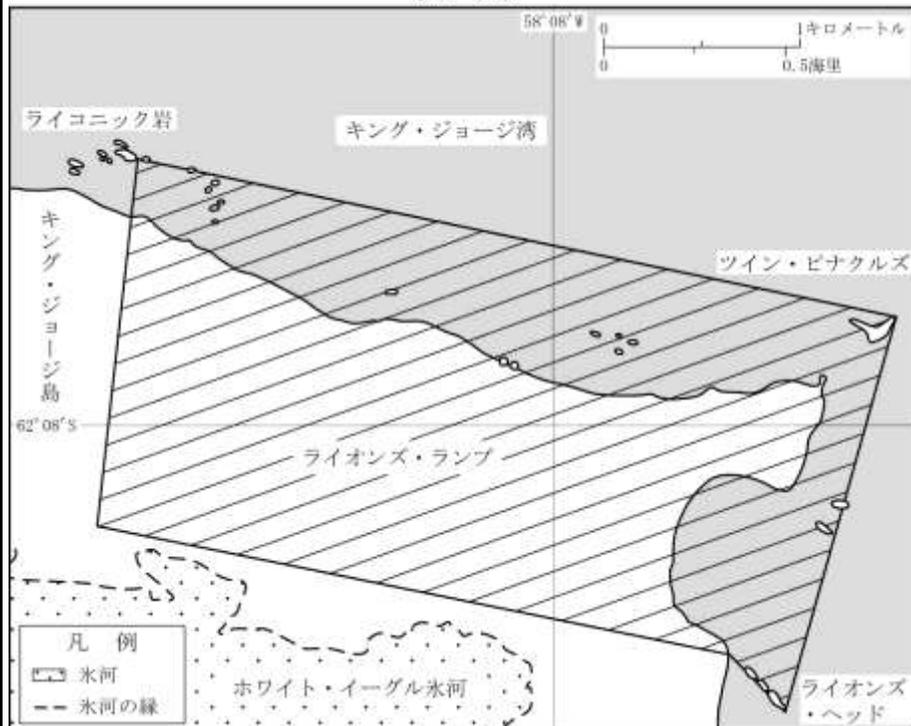
に進み、南緯71度55分47秒東経5度14分25秒の地点に至り、同地点から東方、北から77度の方角に引いた直線を東北東に進み、南緯71度55分44秒東経5度15分14秒の地点に至り、同地点から東方、北から116度の方角に引いた直線を東南東に進み、南緯71度55分51秒東経5度16分5秒の地点に至り、同地点から西方、北から156度の方角に引いた直線を南南西に進み、南緯71度56分10秒東経5度15分37秒の地点に至り、同地点から西方、北から92度の方角に引いた直線を西北西に進み、南緯71度56分11秒東経5度14分24秒の地点に至り、同地点から西方、北から32度の方角に引いた直線を北北西に進み、南緯71度55分47秒東経5度13分37秒の地点に至り、同地点から西方、北から68度の方角に引いた直線を西北西に進み、南緯71度55分41秒東経5度12分47秒の地点に至り、同地点から西方、北から32度の方角に引いた直線を北北西に進み、南緯71度55分48秒東経5度11分34秒の地点に至り、同地点から西方、北から117度の方角に引いた直線を西南西に進み、南緯71度55分11秒東経5度10分58秒の地点に至り、同地点と起点を結ぶハマルクレバス帯の端の線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

第五十一南極特別保護地区

に進み、南緯71度55分47秒東経5度14分25秒の地点に至り、同地点から東方、北から77度の方角に引いた直線を東北東に進み、南緯71度55分44秒東経5度15分14秒の地点に至り、同地点から東方、北から116度の方角に引いた直線を東南東に進み、南緯71度55分51秒東経5度16分5秒の地点に至り、同地点から西方、北から156度の方角に引いた直線を南南西に進み、南緯71度56分10秒東経5度15分37秒の地点に至り、同地点から西方、北から92度の方角に引いた直線を西北西に進み、南緯71度56分11秒東経5度14分24秒の地点に至り、同地点から西方、北から32度の方角に引いた直線を北北西に進み、南緯71度55分47秒東経5度13分37秒の地点に至り、同地点から西方、北から68度の方角に引いた直線を西北西に進み、南緯71度55分41秒東経5度12分47秒の地点に至り、同地点から西方、北から32度の方角に引いた直線を北北西に進み、南緯71度55分48秒東経5度11分34秒の地点に至り、同地点から西方、北から117度の方角に引いた直線を西南西に進み、南緯71度55分11秒東経5度10分58秒の地点に至り、同地点と起点を結ぶハマルクレバス帯の端の線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。ただし、トロール基地（南緯71度53分22秒東経5度9分34秒）の外縁から10メートル以内の区域は除く。

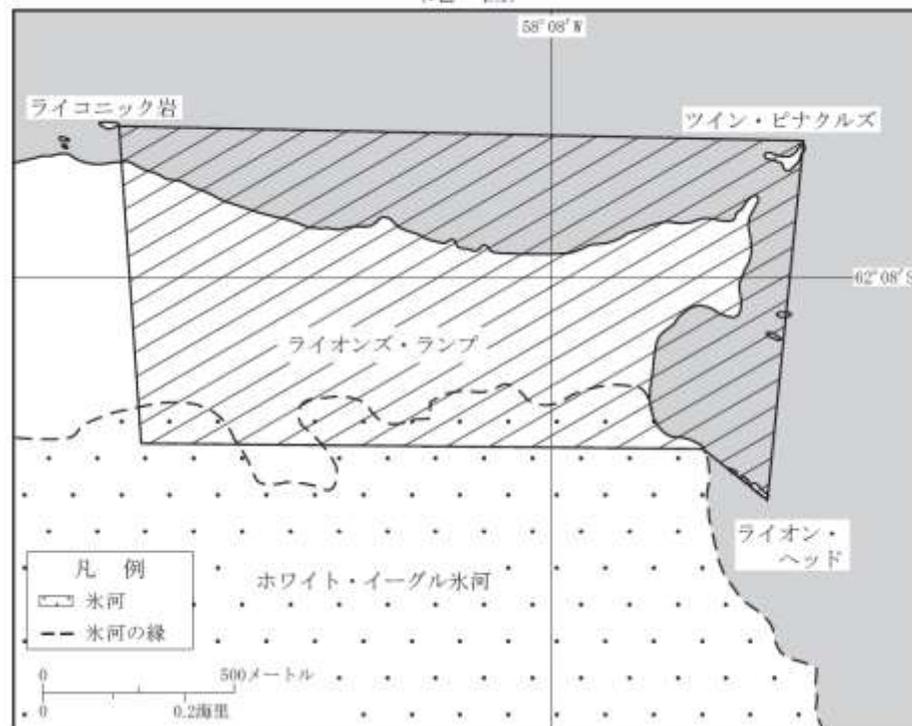
第五十一南極特別保護地区

(地図)

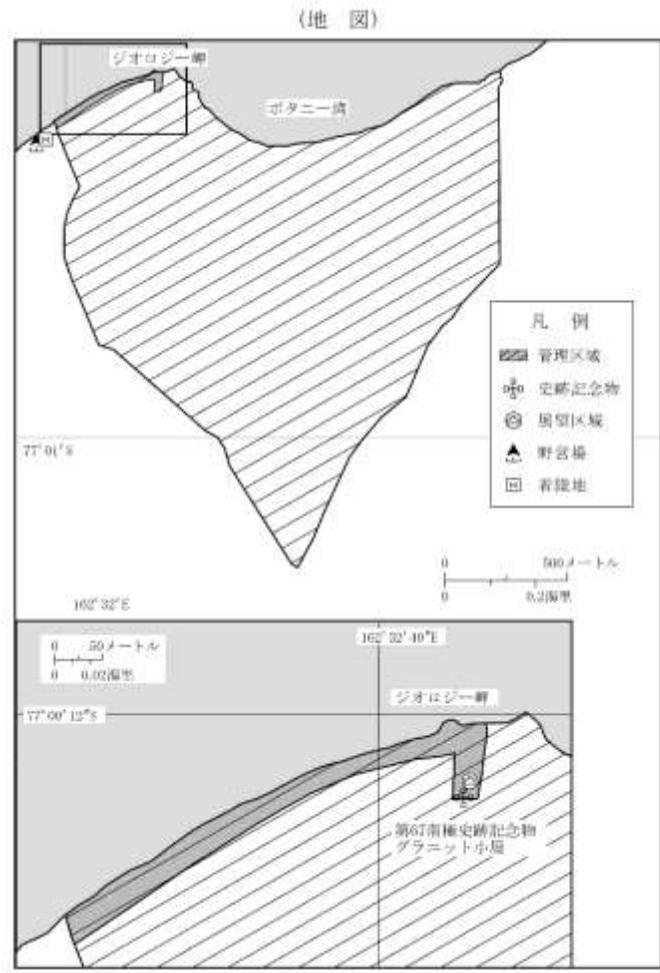


第五十四南極特別保護地区

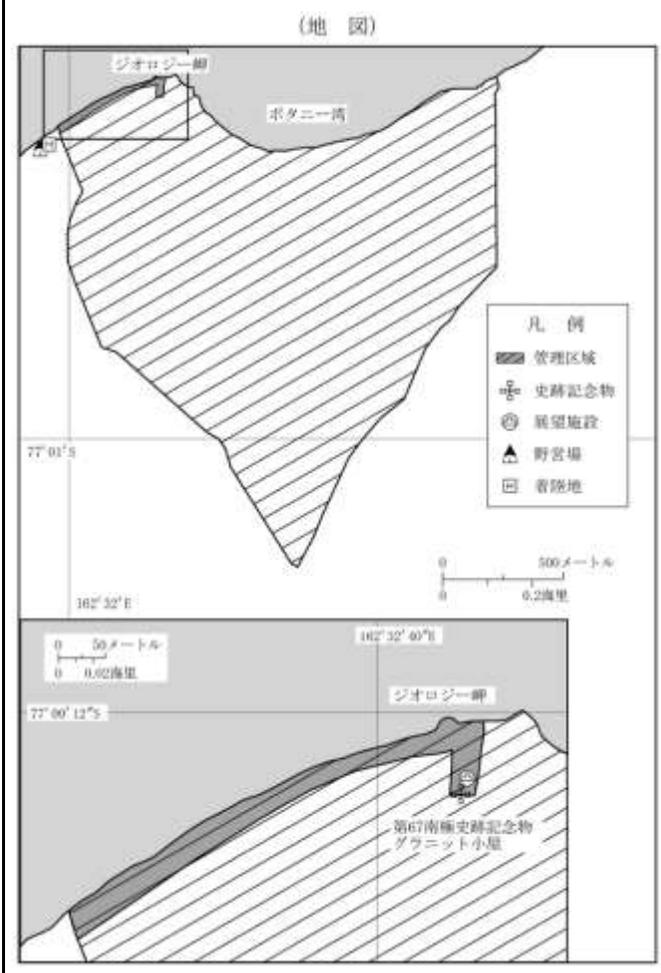
(地図)



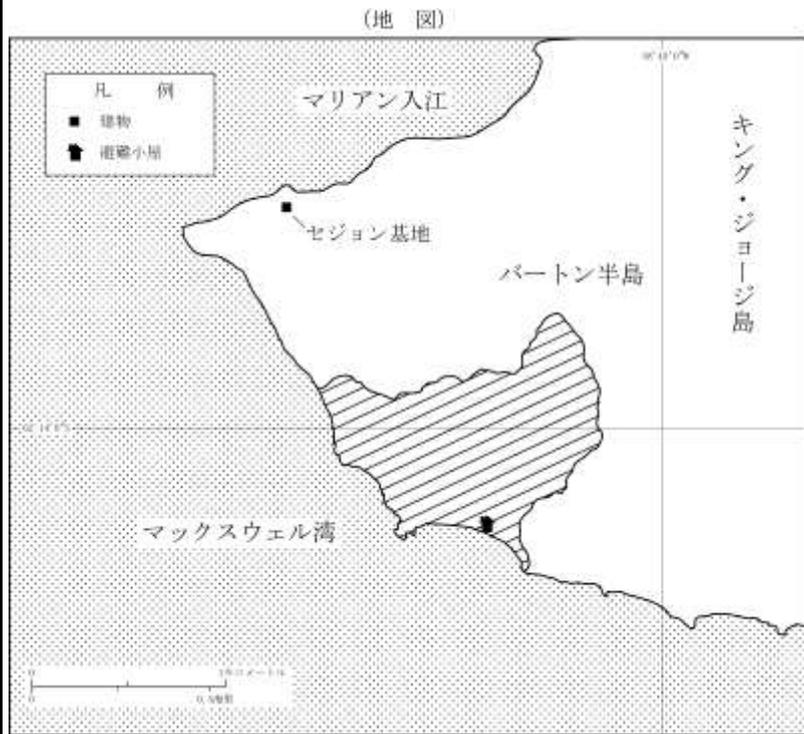
第五十四南極特別保護地区



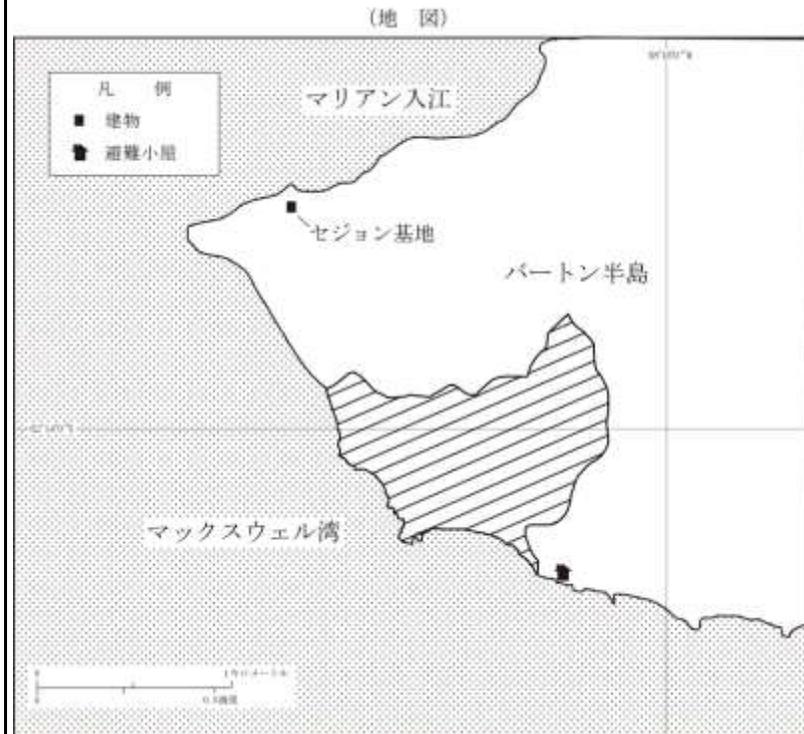
第七十一南極特別保護地区



第七十一南極特別保護地区

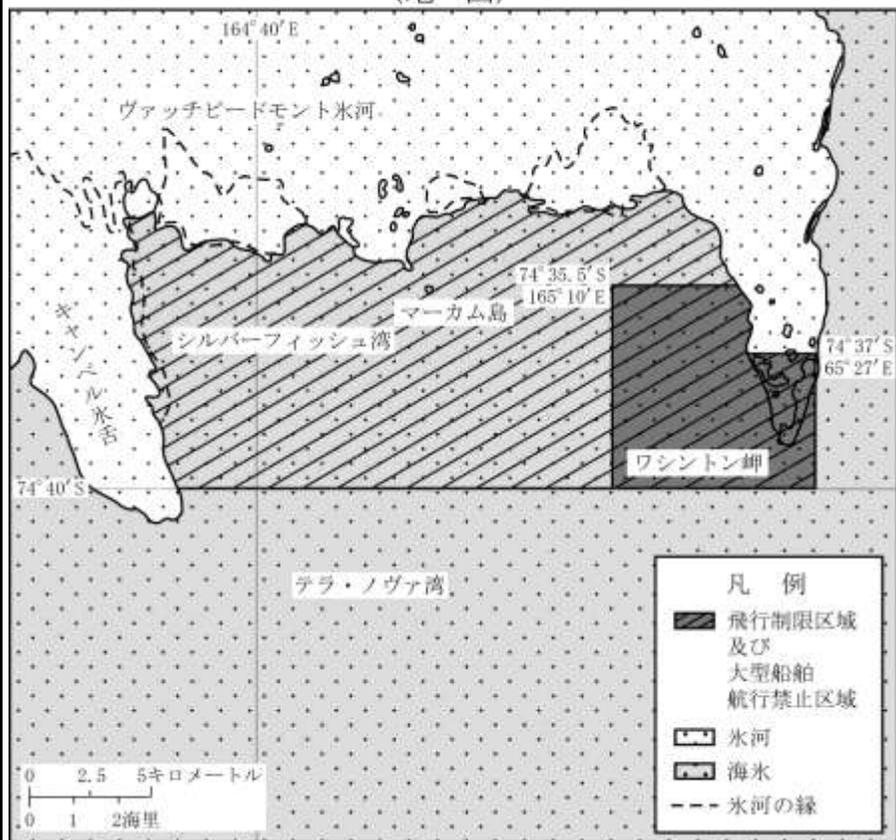


第七十三南極特別保護地区



第七十三南極特別保護地区

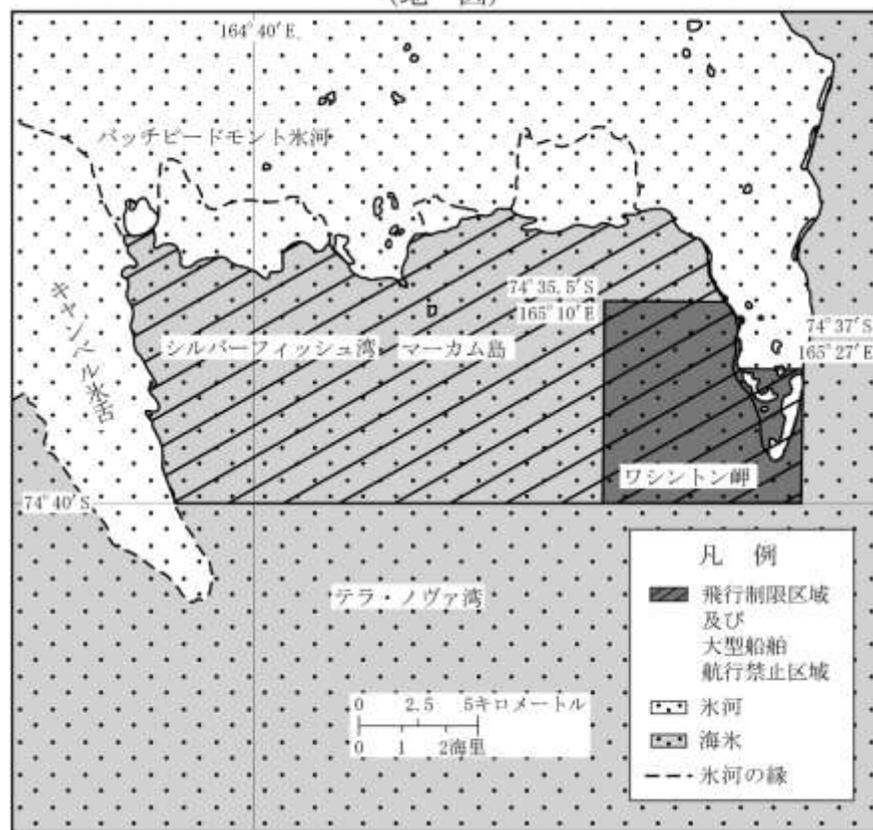
(地図)



別表第四 南極史跡記念物 (第八条関係)

番号	名称	位置
一〇九十二	(略)	(略)

(地図)



別表第四 南極史跡記念物 (第八条関係)

番号	名称	位置
一〇九十二	(略)	(略)

九十三	千九百十四年から千九百十五年にかけて行われたアーネスト・シャクルトン率いる南極横断探検隊により使用された沈没船「エンデミアランス」号	不明
九十四	カール・アントン・ラーセン船長により建てられた石塚	南緯六十四度十四分十三・〇六秒西経五十六度三十五分七・五秒

別表第六 南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一～五十南極特別保護地区	(略)
第五十一南極特別保護地区	一～五 (略) 六 当該区域内で継続的に調査を行う場合、原則として、その区域を明示すること。 七～十二 (略) 十三 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。

(新設)		
(新設)		

別表第六 南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一～五十南極特別保護地区	(略)
第五十一南極特別保護地区	一～五 (略) (新設) 六～十一 (略) 十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。

第五十二・五十三南極特別保護地区	(略)	十四 (略)
第五十四南極特別保護地区	一～八 (略) (削除)	九～十五 (略)
第五十五～六十南極特別保護地区	(略)	
第六十一南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査若しくは教育活動又は必要不可欠な管理活動に限る。	二～十一 (略)
第六十二～七十南極特別保護地区	(略)	
第七十一南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査若しくは教育活動又は必要不可欠な管理活動に限る。	

第五十二・五十三南極特別保護地区	(略)	十三 (略)
第五十四南極特別保護地区	一～八 (略) 九 原則として、航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度三百メートル以下の空域を飛行しないこと。	十～十六 (略)
第五十五～六十南極特別保護地区	(略)	
第六十一南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。	二～十一 (略)
第六十二～七十南極特別保護地区	(略)	
第七十一南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。	

第七十二～七十五 南極特別保護地区	二～四 (略) 五 当該区域内で継続的に調査を行う場合、 原則として、その区域を明示すること。 六 科学的調査のために必要な場合を除き、 当該地区内では野営しないこと。 七～十三 (略)
----------------------	--

第七十二～七十五 南極特別保護地区	二～四 (略) (新設) 五 原則として、当該地区内では野営しない こと。 六～十二 (略)
----------------------	--

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和元年十月九日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（次条において「法」という。）第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をするかどうかの

処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については

、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。